

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年4月28日（金）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和5年3月15日から令和5年4月28日まで

（2）現地調査箇所

杉原地区センター、室牧（室牧地区コミュニティセンターを含む）、
鶯坂地区センター、古里地区センター、音川（音川交流センターを含む）
八尾公民館、杉原公民館、室牧公民館、鶯坂公民館、古里公民館、音川公民館

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 市民生活部 地域コミュニティ推進課

地区センター（15箇所）

保内、杉原、卯花、室牧、黒瀬谷、野積、仁歩、大長谷、鶯坂、朝日、
宮川、婦中熊野、古里、音川、神保

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館（18箇所）

八尾、保内、杉原、卯花、室牧、黒瀬谷、野積、仁歩、大長谷、速星、
鶯坂、朝日、宮川、婦中熊野、古里、音川、神保、山田

（2）対象期間

令和4年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 財産の管理事務について

ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 地区センター

ア 窓口で領収した手数料について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。

(ア) 即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。(古里)

(イ) 払込みの特例の承認は受けているものの、領収した日の翌日から起算して5営業日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。

(宮川)

(ウ) 払込みの特例の承認は受けているものの、月末に領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数あった。

(保内、宮川、婦中熊野)

イ 9月9日に領収した手数料について、10月4日に指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、領収及び払込みの事実について、金銭出納簿及び金銭管理簿に適切に記録されていなかった。(宮川)

ウ 超過勤務命令簿の勤務時間数の記載誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。(杉原)

(2) 公民館

ア 公民館使用料原符（領収書控）において、誤った日付の領収印を押印しているものが見受けられたので、改善を図りたい。(杉原)

イ 領収した複写機使用料について、1ヶ月分を月末に金銭出納簿にまとめて記

- 載し、指定金融機関等への払込みについても月末にまとめて行っていた。また、領収した複写機使用料を金銭管理簿に記載していなかったため、改善を図りたい。(速星)
- ウ 領収した公民館使用料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたため、改善を図りたい。(古里、山田)
- エ 公民館使用料原符(領収書控)において、金額を訂正しているものが見受けられたため、改善を図りたい。(神保)
- オ 公民館の使用について、館長の決裁を受けずに承認していたため、改善を図りたい。(室牧)
- カ 公民館使用の申請及び承認において、生涯学習課が定めたサークル登録の基準を満たさない団体に対し、サークル登録を行い全額減免していたため、改善を図りたい。(野積)
- キ 公民館使用料において、条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数見受けられたため、改善を図りたい。(速星)
- ク 公民館使用料において、誤った使用料を領収しているものが複数見受けられたため、改善を図りたい。(音川)
- ケ 備品台帳において、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。
- (ア) 公印(公民館長印)の備品台帳が作成されていなかった。(八尾、仁歩、大長谷)
- (イ) AEDについて、平成20年から備品台帳の更新が行われていなかった。(八尾、大長谷)
- コ AEDについて、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったため、改善を図りたい。(山田)
- サ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、当初割り振られた勤務時間以外の時間に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、1日7時間45分、かつ、週38時間45分の範囲内において、1日単位で勤務時間の割振りを変更することができるが、時間単位で勤務時間の割振り変更を行ったものが複数見受けられた。また、勤務時間の割振り変更を行わない場合は、勤務日においては超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100、それを超える時間に対しては支給率125/100の報酬を、週休日においては勤務した全時間に対して支給率135/100の報酬を支給すべきところ、それらが支給されていなかったため、改善を図りたい。(八尾、室牧)
- シ 会計年度任用職員の超過勤務命令簿において、手当の支給対象となる時間数を誤って記載したことにより、超過勤務手当相当の報酬が過大支給となっているものが見受けられたため、改善を図りたい。(仁歩)

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活部 地域コミュニティ推進課

平成 30 年度に実施した八尾、婦中地域の地区センターの定期監査において、現金出納や備品の取扱いに関する事務についての誤りが多く見受けられたことから、地域ごとの職員研修の開催や、簡易マニュアルの作成等により適正な事務の執行に努められるよう意見としたところである。

当時の市民生活相談課からの回答では、指摘事項について関係所属に通知を行うとともに、監査対象地域の地区センターを巡回し、法令遵守するよう指導を行ったとのことであったが、今年度の同地域を対象とした定期監査においても、複数の地区センターで現金出納や備品の取扱いに関する誤りが散見され、事務改善がなされているとは言い難い現状となっている。

このことから、会計年度任用職員も含めた職場研修等の充実を図るなど、実務を行う全職員が基礎的な知識を習得し、適切な事務手続きが継続して行われるよう、さらなる改善を図られたい。

(2) 教育委員会事務局 生涯学習課

今回実施した八尾、婦中地域を対象とした公民館の定期監査において、現金出納、公民館使用や備品の取扱いに関する事務についての誤りが多く見受けられた。

このことから、会計年度任用職員も含めた地域ごとの職員研修の開催や、簡易マニュアルの作成などにより、実務を行う全職員が基礎的な知識を習得し、適切な事務手続きが継続して行われるよう、改善を図られたい。

また、令和 3 年度に実施した定期監査において、公民館の使用に関する手続きのあり方について検討されるよう意見としたところであるが、未だに検討段階であることから早急に対応を図られたい。